

議案第 1 1 4 号

前橋市建築基準法関係手数料条例の改正について

平成 3 0 年 1 1 月 2 8 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例

前橋市建築基準法関係手数料条例（平成 1 2 年前橋市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の表第 2 号中「第 4 3 条第 1 項ただし書」を「第 4 3 条第 2 項第 1 号」に、「許可」を「認定」に改め、同号の次に次のように加える。

(2)の 2 法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による建築の許可を申請する者	3 万 3, 0 0 0 円
--------------------------------------------	----------------

第 6 条の表第 2 6 号の次に次のように加える。

(26)の 2 法第 8 5 条第 6 項の規定による仮設興行場等の建築の許可を申請する者	1 2 万円
-----------------------------------------------	--------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。